

大同大学

平成 25 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 26 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

大同大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、大同大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

産業の要請に応える人材を育成するために設置された大学として適切な目的を掲げ、大学の特色を8項目にまとめ、強調すべき点として明示している。平成7(1995)年に「教育重視型大学への自覚的な転換へ」の方針を教授会で決定し、平成13(2001)年には、「大同工業大学授業憲章2001」(現「大同大学授業憲章2001」)を定め、「目覚めよDNA!」を標語に、眠っている才能の開花を目指す教育体系の確立に努めている。「大同大学近未来像検討委員会」が報告した「大同大学の近未来像」に基づき、平成21(2009)年に使命・目的などに関わる中長期的な指針を策定している。使命・目的、教育目的などは、「大同大学学則」及び「大同大学大学院規則」に定めるとともに、「大同学園要覧」、大学案内、ホームページなどで周知を図っている。

「基準2. 学修と教授」について

全学共通の求める学生像及び学科ごとの養成目標を反映した「求める学生像」を定め、「入試ガイド」「入学試験募集要項」などの印刷物に記載するとともに、ホームページでも公開している。多種多様な入学試験を実施しており、学科によって一部偏りはあるものの、全体では適切な学生数を維持している。各学科の養成したい人材像になるための目標の達成を目指した教育課程の編成方針を明確にし、学科ごとの「標準教育プログラムと教育課程編成」に基づいた教育が体系的に実施されている。学生は、自らの「学習到達度」の自己評価結果などをもとに、主指導教員の個別面談による学修指導を受けている。教職員協働による学生への学修支援が行われており、退学者を減らすための学修支援及び授業支援体制の検討も行われている。教育課程内外において多面的なキャリア教育を実施するとともに、学生の活動情報を共有して迅速な就職支援も行っている。施設は耐震対策がなされており、津波対策の一環として、校舎の4階以上を避難ビルに指定し、学生・教職員はもとより地域住民にも提供している。

「基準3. 経営・管理と財務」について

学長のリーダーシップのもと、権限と責任を明確にしたガバナンス体制が整備されている。また、日常業務の決定を理事会から付託された拡大常勤理事会には、学長及び副学長が構成員として参加しており、経営と教学の戦略目標に対する意識の統一が図られ、法人と大学との間のコミュニケーションが確保されている。人材の弾力的・効率的活用を目指し、平成20(2008)年度に事務組織の集約を行っており、平成24(2012)年からは、職員の業務力アップを目指し、昇格・降格の評価基準を明確にした職格処遇評価制度を導入して

いる。財務関係諸表上、将来的な備えに対する資産も増加しており安定した財務基盤が確立されている。財務運営や会計処理・監査は適切に行われている。

「基準 4. 自己点検・評価」について

平成 4(1992)年から大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価活動を開始しており、「大同大学自己点検・評価に関する規程」に基づいて大学評価委員会を組織し、恒常的な自己点検・評価活動が行われている。更に、自己点検・評価の周期は、平成 22(2010)年 2 月に出された「認証評価及び自己点検評価の実施に係る基本方針」に、第三者評価を含め 3 年または 4 年に 1 回とすることを定めている。自己点検・評価の結果は、教員には全員、職員には部署ごとに配付することにより学内周知を図っており、ホームページにも掲載するなど、社会への公表も適切に行われている。

総じて、大学は自ら掲げる使命・目的に基づき、教育重視型大学として、誠実に取り組んでいる。産業界の要請に応えるための大学として、産業界出身の経営陣を多く有する点が特色である。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.地域教育貢献と産学連携」については、大学独自の基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

昭和 14(1939)年に設立された大同工業教育財団（現学校法人大同学園）が設置した大同工業学校をルーツとして、昭和 39(1964)年に創設された大学であり、平成 21(2009)年に大同大学に校名を変更している。

大同工業学校の建学の精神を受継ぎ、理念として「創造と調和」を掲げ、教育理念と教育目標を明確に定めている。

学部の目的及び学部・学科の教育目的は「大同大学学則」に、大学院の目的及び研究科の教育目的は「大同大学大学院規則」に明快な文章で示されている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

産業の要請に応える人材を育成するために設置された大学として適切な目的を掲げ、大学の特色を8項目にまとめ、強調すべき点として明示している。昭和58(1983)年に制定された教育目標を、平成6(1994)年に一部改正するとともに、理念及び教育理念を明文化している。更に、理念、教育理念、教育目標の制定と改定を受け、平成7(1995)年に「教育重視型大学への自覚的な転換へ」の方針が教授会で決定されている。

平成11(1999)年に「教育体制改革委員会」を設置し、新しい教育システムを構築しており、平成13(2001)年には、「大同工業大学授業憲章2001」(現「大同大学授業憲章2001」)を定めている。「目覚めよDNA!」を標語に、眠っている才能の開花を目指す教育体系の確立に努めている。

使命・目的及び教育目的などは、法律を遵守し、「大同大学学則」及び「大同大学大学院規則」に定められている。

平成14(2002)年には、情報学部情報学科の設置に伴い、教育理念と教育目標の一部改正を行っており、平成24(2012)年には、教育理念を時代に即した具体的な表現となるよう、一部改正している。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

使命・目的及び教育目標の策定・変更は、大学運営委員会及び教授会などによって教職員の意見をくみ上げ、理事会において審議・決定しているため、役員及び教職員の理解と支持は得られている。

使命・目的及び教育目的は、「大同学園要覧」、大学案内、ホームページなどに掲載し、学長室や会議室などに掲示している。教職員には毎年度初めの教授会での学長の所信表明の中で説明し、新任教職員には、新任職員オリエンテーションで説明している。また、全新生対象の「アカデミック・セミナー」の学長特別講義において、建学の精神とともに、

使命・目的及び教育目標について説明している。

「大同大学近未来像検討委員会」によって策定された「大同大学の近未来像」に基づき、将来計画委員会の意見を参考に修正を加え、使命・目的などに関わる中長期的な指針としている。更に、平成 24(2012)年 7 月に設置された「明日の教育を考える懇談会」が、平成 25(2013)年 3 月に使命・目的などに基づく新たな教育体制などの提言を行っている。

教育研究組織である大学工学部 4 学科、情報学部 3 学科、教養部、大学院工学研究科 5 専攻、情報学研究科 1 専攻には、使命・目的及び教育目的が明確に定められており、学部・学科などのディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーに使命・目的及び教育目標が反映されている。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

アドミッションポリシーは、教育理念及び教育目標に基づき、全学共通の 8 項目からなる求める学生像及び学科ごとの教育目標を反映した「求める学生像」として定められている。このアドミッションポリシーは、入試ガイド、入学試験募集要項、大学院入学試験要項などの印刷物に記載されているとともに、ホームページでも公開されている。更に、アドミッションポリシーの周知は、高校生やその保護者、高校教員に対して、印刷物の配付や口頭による補足説明により図られている。

入学者選抜については、AO 入学試験、推薦系入学試験（6 種類）、一般・学力系入学試験（8 種類）の多種多様な入学試験が実施されている。また、入学試験の結果を分析し、いずれの試験においても各学科で定めたアドミッションポリシーが反映されるように工夫されている。更に、AO 入学試験、推薦系入学試験の入学予定者に対しては、基礎学力の向上や学修意欲の持続のために、入学前に「プレ導入教育」が行われている。

なお、学生の受入れにおいて、一部の学科における収容定員に対する在籍学生数比率が高いので、定員管理への配慮に期待したい。

【改善を要する点】

○工学部の電気電子工学科の収容定員に対する在籍学生比率が 1.3 倍を超えているので、

改善が必要である。

2-2 教育課程及び教授方法

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

教育課程の編成は、各学科の養成したい人材像に基づいた到達目標を達成するために、最低限必要な標準教育プログラムを策定し、更に、この標準教育プログラムに基づいた授業科目を系統的に配当したコア・カリキュラムを展開させた専門授業科目を配当する形で行われている。このように教育課程の編成方針を明確にし、学科ごとの「標準教育プログラムと教育課程編成」に基づいた教育が体系的に実施されている。

各授業は、定められた「学習到達目標」に基づいて実施されており、学期の最後には、学生自身による「学習到達目標」に対する理解度・到達度の自己評価が、アンケート形式で実施されている。学生は、この「学習到達度」の自己評価などをもとに、主指導教員の個別面談により学修指導を受けている。また、基礎的学力の理解度が十分でない学生の学修を支援するための組織として「学習支援センター」が開設されるとともに、研究授業と授業研究会の取組みが組織的に行われ、教育方法の改善につながられている。

【優れた点】

○全ての学科で「標準教育プログラムと教育課程編成」を作成し、学生便覧に記載することにより、学生の体系的な学修を促している点は高く評価できる。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

学生への学修支援については、授業科目の担当教員、教育補助・研究補助・諸行事の補助を行う技術補助員、学部の講義・実験・演習などの授業の補助業務を行う TA、更には職員も加え、教職員協働で行われている。

学生の意見などをくみ上げる仕組みとして、全授業科目を対象に「授業評価アンケート」と「学習到達度評価アンケート」が実施され、学修支援や授業支援を行うことにより、授業改善につながられている。また、授業後やオフィスアワー制度による学修支援も実施され

ている。更に、低学年の学力不振者に対する指導は、「基礎 세미나」を担当する教養部の所属教員からの報告に基づき、「学習支援センター」で個別学修指導が行われている。

休学や退学を希望する学生に対しては、主指導教員による面談が行われている。更に、退学者に対する分析（退学状況の調査）も継続して行われるなど、退学者を減らすための学修支援及び授業支援体制の検討が行われている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

各授業科目の単位数は、45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準としているが、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修などを考慮して定められている。

成績評価については、「適正な成績評価に関するガイドライン」を定め、学科などで検討されている。各授業科目の成績評価は、授業計画とともにシラバスに記載されており、成績は、一部の科目を除き、秀・優・良・可・不可の 5 段階の評語で評価している。

GPA(Grade Point Average)制度については、「学期 GPA」と「累積 GPA」の 2 種類の GPA を算出し、各学期の「試験結果通知書」に明記するとともに、主指導教員による学修指導などに役立てられている。また、各学科が定める基準を下回る場合には、保護者などが同席する学修指導面談が行われている。なお、進級制限はないが、「卒業研究」の履修の可否を「卒業研究履修基準」に基づき判定している。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

教育課程内のキャリア教育として、「アカデミック・セミナー」「インターンシップ」が開講され、支援が行われている。また、情報学部総合情報学科では、「キャリア開発 1」「キャリア開発 2」「キャリア開発 3」の科目が開講され、「キャリア開発 1」「キャリア開発 2」を必修としている。教育課程外ではキャリアガイダンスとして、学生意識調査と指導教員面談、「自己発見セミナー」「自己発見レポート」とフォローガイダンス、就職ガイダンスと基礎学力分析、内定者及び未内定者ガイダンスなどの多面的な取組みが行われている。

資格取得・就職支援講座の実施、迅速な求人情報の提供と就職支援、学内企業説明会の実施などの支援体制も充実し、「キャリア支援室」と主指導教員が、大学独自の就職活動支

援サイト「D-act」により、学生の活動情報を共有して適切かつ迅速な就職支援を行っている。更に、「キャリア支援室」では、キャリア相談専門職員などを配置して実践的な支援を行っている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

「授業評価アンケート」と「学習到達度評価アンケート」が、原則として全教員の全科目で学期ごとに実施されている。「授業評価アンケート」は、教員の授業方法、内容に対する学生の評価アンケートであり、記名式、5段階評価で実施されている。アンケートの選択肢として、授業内容のレベル、課題及び宿題に関して、「簡単すぎて、ものたらなかった」の項目が追加されるなど、学生の意見をフィードバックして改善されている。「学習到達度評価アンケート」は、授業科目ごとに定められた「学習到達目標」を学生が5段階評価で自己判定するアンケートである。アンケート結果は、各教員の担当科目ごとに集計し、2種の集計結果とともに、「三層分析」と呼ぶ授業改善検討結果を併せた「授業評価／学習到達度評価アンケート結果報告書」を冊子及びホームページで、教職員に公開している。また、冊子は、学生も自由に閲覧できるようになっている。

大学院については、「大学院学生による授業評価アンケート」及び「大学院学生による大学院評価アンケート」が実施され、教育目標の達成状況の点検と授業・研究指導などの改善が行われている。アンケート結果は、『『大学院学生による大学院評価』点検結果報告書』としてまとめられ、教職員及び学生に学内公開されている。

なお、教員による相互評価として研究授業、授業研究会を各セメスターで実施し、その報告書を「授業批評」として冊子にまとめ公表している。

【優れた点】

- 「授業評価アンケート」及び「学習到達度評価アンケート」の実施及び分析並びに「授業開発センター」による「研究授業」と「授業研究会」の取組みなど、大学として組織的に教育方法の改善を図っている点は評価できる。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生サービスの充実を図るため、指導教員制度に基づき主指導教員、副指導教員を置いている。更に、教員間で指導内容を共有するための「学生室ガイドブック」を作成し、「学生の厚生補導の実施に係る検討小委員会」で情報共有を進めている。また、学生と主指導教員とのコミュニケーションを図るために「学生諸費」があり、学生に対する福利厚生施設も設けている。

学生の経済的支援として独自の奨学金制度も用意し、大学院生の TA 制度、私費留学生への授業料減免も行っている。課外活動に対しても、顧問などを置き、大学や後援会から援助し、学生に対する相談窓口を設けている。また、学生の意見をくみ上げる仕組みも設けられている。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

学部・学科における教員数及び教授数は設置基準を満たし、研究科・専攻においても設置基準を満たしている。

教員の年齢構成については、若干高めであるが、年代間に大きな偏りは認められない。教員の採用、昇任及び選考方法などに関する基本的事項は人事委員会で審議している。

FD 活動は「授業開発センター」が中心に行っており、教員の授業改善の支援として「授業改善助成制度」も設けている。

教養教育は主に教養部の教員が全学部共通で担当する体制がとられている。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

校地、校舎については、大学設置基準を十分に満たしている。大学施設・設備全般に係る維持・管理については適切に行われている。図書館、教育用パソコンなどの教育環境の

整備と運営・管理も行われている。図書館は一般にも開放されており、多くの地域住民が利用している。施設の耐震対策がなされ、津波対策の一環として、校舎の4階以上を避難ビルに指定し、学生・教職員はもとより地域住民にも提供している。学生には「安全の手引き」を配付し、「アカデミック・ 세미나」で安全教育を徹底している。施設のバリアフリー化については段階を踏んで整備されているが、今後も継続して整備することが望まれる。学生の意見などをくみ上げる目安箱も設けられている。

標準のクラスサイズを規定し、授業を行う学生数の適切な管理に努めている。

基準3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準3を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目3-1を満たしている。

【理由】

「学校法人大同学園寄附行為」に定められた、意思決定機関としての理事会と諮問機関としての評議員会が、適正に機能しており、大学の使命・目的の実現に向けて各部署が具体的な実践目標を設定し改善活動を実施、継続している。

経営部門では、理事会のもとに置かれた拡大常勤理事会において、学園の経営方針に関する事項並びに事業計画及び事業計画の遂行に関する事項などについて審議し、経営面の質の向上に努めている。教学部門では、教授会のもとに設置された大学運営委員会をはじめ各種委員会において、教学運営について議論・検討され、教授会の議を経て実行に移している。

法令遵守の面では、研究の不正行為、不正経理及び利益相反などについて諸規定を整備しているほか、環境保全、人権、安全への配慮にも意を注いでいる。また、経営及び財務に関する情報、教育研究情報などは、「大同学園情報公開規程」に基づきホームページで広く社会に公表している。

3-2 理事会の機能

- 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

学校法人全体の意思決定機関である理事会は年 4 回開催しているが、理事会の諮問機関としての評議員会が理事会開催の同日に開催され、「学校法人大同学園寄附行為」に定める重要事項について審議、議決し、意見を述べている。理事・監事・評議員の出席状況も良好である。

理事会機能の円滑化及び日常業務遂行の迅速化を図る目的で、「大同学園拡大常勤理事会規程」に基づき、拡大常勤理事会が設置されている。理事長、学長を含む法人の常勤理事、法人本部長、副学長などで構成され、経営方針や人事に関する事項、事業計画の遂行及び理事長から付託された事項などについて審議するとともに、寄附行為の変更や予算・決算などについて、理事会に上申するための協議を行っている。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

学長のリーダーシップのもと、権限と責任を明確にしたガバナンス体制が整備されている。学則及び教授会規程などに基づき、教学の意思決定機関である教授会及び大学院研究科委員会のもと、大学運営委員会及び大学院運営委員会をはじめとする各種委員会が整備され、組織上の位置付けは明確である。

学長は、教授会を招集し、議長を務めるほか、将来計画委員会、大学評価委員会及び教育改革実行委員会などの委員長として、リーダーシップを発揮している。学長を補佐するため、副学長を置き、教育運営上の重要事項に関して学長の指示事項を担当している。また、学長の求めに応じ、大学運営に関して意見を具申する学長補佐及び学長付を置いている。

なお、学長は、「学校法人大同学園寄附行為」の定めにより理事となり、教学の代表として経営に参画している。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

日常業務の決定を理事会から付託された拡大常勤理事会には、学長及び副学長も構成員として出席しており、経営と教学の戦略目標に対する意識の統一が図られ、法人と大学との間のコミュニケーションは確保されている。

監事及び評議員会は、諸規定に則り、法人及び大学の運営に係る相互チェックによるガバナンスの役割を果たしている。監事は、理事会への出席だけではなく、監事のうち1人が拡大常勤理事会などの主要会議に出席し、議案、報告事項について意見を述べる体制となっている。

事務部門の室長会には、理事長及び法人本部長が出席し、理事会及び拡大常勤理事会の審議内容を報告するほか、各室の業務進捗状況などが話合われ、リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営に努めている。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

人材の弾力的・効率的活用ができる体制の構築及び意思決定の迅速化による環境の変化・多様性に対応できる組織の構築を目指し、平成 20(2008)年 4 月から 1 本部 2 部 11 室に集約し、非常勤職員を含めて 70 人の職員を各部署に配置している。

業務の遂行に当たっては、「大同学園事務組織規程」などにに基づき職務権限を明確にしている。

平成 24(2012)年からは、職員の業務力アップを目指し、昇格・降格の評価基準を明確にした職格処遇評価制度を導入している。職員の資質・能力は、OJT に加えて、学内外の研修会などで補っており、平成 23(2011)年からは、若手職員全員を対象とした外部講師による業務スキルアップ研修を行っている。

3-6 財務基盤と収支

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

財政基盤の確立のために、継続的、安定的に学生を確保することが重要であると認識しており、財務関係諸表上、将来的な備えに対する資産も増加して安定した財務基盤が確立されている。

自己資金構成比率は高く、帰属収支差額比率も安定的に推移しており良好な収支バランスが維持されている。教育研究経費比率は、学生サービスの維持及び研究活動に支障がない水準で推移している。管理経費比率については、徹底したコスト削減を図るなど逓減傾向にある。

「産学連携共同研究センター」が窓口となり、産業界との連携を強化しながら教育や研究の活性化、高度化のために活発な活動を続け、共同研究、受託研究など外部資金導入に向けた取組みが行われている。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

会計処理は、学校法人会計基準及び「大同学園経理規程」「大同学園固定資産管理規程」「大同学園購買規程」などの諸規定に基づき適正に行われている。予算執行においては、平成 24(2012)年度から経理のシステムを再構築したことにより、目的別予算の徹底した管理が行われている。

補正予算は、翌年度の当初予算案と同時期に策定されており、評議員会に諮った上で理事会において決定されている。監査法人による会計監査は年間を通して適切に行われており、月次、期末監査の結果、会計処理などで指摘事項が出た場合は、関係部署への報告、改善依頼を行い速やかに対処している。

監事と監査法人との意見交換は年 2 回実施しており、「マネジメントレター会」において監査法人からの内部統制及び会計上の検討事項が話合われるなど体制が整備されている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

平成 4(1992)年から大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価活動を開始し、平成 7(1995)年 9 月の教授会において、大学の向かうべき方向性を「教育重視型大学への自覚的な転換」とすることが提議、承認され、以降、全学的な取組みを行うとともに、定期的な自己点検・評価を行っている。また、大学の教育以外の使命・目的に即した自己点検・評価項目として「地域教育貢献と産学連携」を基準項目に定め、自己判定を行っている。

「大同大学自己点検・評価に関する規程」に基づき大学評価委員会を組織し、恒常的な自己点検・評価活動が行われている。大学評価委員会は、学長を委員長とし、各学部の学科長、教養部長及び大学院の専攻長、教務部長、学生部長などの役職者及び法人の役職者などで構成され、同委員会のもとに作業部会を設置し、各基準項目の自己点検評価を実施する体制が整っている。平成 22(2010)年 2 月に出された「認証評価及び自己点検・評価の実施に係る基本方針」に基づき、第三者評価を含めた自己点検・評価を周期的に行うことを定めている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価の目的を、教育研究活動の改善及び水準向上を図ること並びに社会に対する説明責任を果たすこととした上で、自己点検・評価活動の透明性及び客観性を高めるため、大学評価委員会でエビデンスの重要性に係る意識共有を図り、教授会及び室長会などで全学的な周知を行っている。

IR(Institutional Research)機能を担う専門部署は置いていないが、各部署において教育研究、管理運営に関する基本情報やデータの収集・蓄積・分析を行っている。

平成 13(2001)年度と平成 21(2009)年度には、学部生全員を対象とした「学生意識動向調査」を実施し、教育活動の改善や学生にとっての魅力化を推進する施策の検討を行っている。自己点検・評価の結果を教員には全員、職員には部署ごとに配付することにより学

内周知を図っており、ホームページにも掲載するなど社会への公表も適切に行われている。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

「大同大学自己点検評価に関する規程」により、学長が委員長を務める大学評価委員会において自己点検・評価における課題をくみ上げるとともに検討を加え、その結果を教育研究の水準向上や諸活動の改善に反映させるよう努めている。

教授会の下に、Plan（計画）は各種委員会など、Do（実施）は各種委員会及びセンター並びに学科など、Check（点検・評価）は大学評価委員会、Action（改善）は将来計画委員会及び教育改革実行委員会が、それぞれの機能を分担しながらPDCAサイクルを回す仕組みが確立され、有効に機能している。

主な委員会などに法人本部長が出席することで、法人の意見が反映できる仕組みになっている。また、各種委員会には担当事務の室長が委員として出席し、室長会において課題などに関する情報交換、意見交換が行われている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域教育貢献と産学連携

A-1 地域教育貢献（大学の持っている物的・人的資源の地域社会への提供）

A-1-① 人的資源の地域社会への提供

A-1-② 教育研究上の成果の地域社会への還元状況

A-1-③ 地域教育貢献への支援体制の適切性

A-2 産学連携（共同研究と受託事業を通じた産学連携）

A-2-① 産学連携への組織的対応

A-2-② 研究及び教育における産学連携活動

A-2-③ 産学連携の支援体制の有効性

【概評】

地域教育活動の支援窓口を設け、地域や企業などの要請に沿った形で、ものづくり教室や共催事業などへの講師派遣を行っている。大学主催の公開講座も、教育研究成果の地域社会への還元を目的として開講している。愛知県生涯学習センターが運営する「学びネットあいち」に多くの教員が講師として登録しており、県民の学習意欲に込めている。「燃料電池研究センター」では、地域のイベントや学校に出向いて、燃料電池に関する講習と実

習を行っている。これらは「入試・広報室」で担当しており、若干負担が多いと見受けられる。

昭和 53(1978)年、「材料科学技術研究所」の設立以来、産学連携の全学的な取組みが行われ、平成 12(2000)年、社会からの要請に応えるために、研究所を発展的に解消する形で、大学の社会貢献とそれによる教育・研究の活性化を目標に掲げた「産学連携共同研究センター」を新しく開設している。このセンターには、「共同研究ラボラトリー」「共同実験室」「産学交流室」が設けられており、学科の枠を越えて随時、設置・組替え・解散を行う柔軟な共同研究組織の編制が行われ、企業などとの共同研究や受託研究など、産業界との連携を強化しながら、教育や研究の活性化・高度化のための活動を行っている。企業などからの奨学寄付金や産学連携に係る共同研究費などの受け入れ実績も認められる。「産学連携共同研究センター」の「燃料電池研究センター」では、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)」の支援を受け、固体高分子形燃料電池の MEA (Membrane Electrode Assembly : 膜・電極接合体) 製作から、発電評価、耐久性評価などに関わる一貫した研究を行っており、NEDO の委託事業も受託している。

「産学連携共同研究センター」の「におい・かおり研究センター」では、生活環境におけるおいの評価・制御に関する研究を行っており、研究成果の発表の場として「におい研究交流会」を開催している。また、教育面における産学連携としては、連携大学院制度、インターンシップ制度、委託学生・委託生制度などが行われている。このように、教育及び研究の両面において産学連携体制が構築されている。

